

公表日
令和 3年11月 9日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	佐伯税務署（R3）設計その2業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契約年月日	令和 3年11月 9日
契約業者名	(株) 徳岡設計
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区東比恵3-25-5
契 約 金 額	4,455,000円（税込み）
予 定 價 格	4,458,300円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業 務 場 所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和 3年11月10日
履行期間（至）	令和 4年11月30日
備考	入札情報サービス（PPI） (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 業務名：佐伯税務署（R3）設計その2業務
2. 履行場所：福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
国土交通省 九州地方整備局
3. 随意契約の相手方：名称 株式会社 徳岡設計 代表取締役 徳岡 浩二
住所 大阪市中央区本町橋5番14号
電話 06-6910-7178
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

佐伯税務署（30）設計業務（株式会社 徳岡設計、平成30年9月26日～令和2年3月31日）に引き続き、設計業務の一部である工事施工段階で行う設計業務で、設計意図を工事施工者等に正確に伝える業務（以下、「設計意図の伝達」という。）を行うことにより、当該施設の品質確保に資することを主な目的とする。

2) 当該業務の内容

本業務は、「設計意図の伝達」を主な内容とする。

3) 随意契約に付する理由

本業務は、令和元年度に上記業者と簡易公募型プロポーザル方式により『設計その2業務』（設計意図の伝達）を、別途随意契約により発注する予定がある旨を条件として契約しており、また、国交省告示第15号により『工事施工段階での設計業務』は当初設計者が行う業務とされている。

今回は、設計意図の伝達を行うことで、施工者、監督職員及び監理業務受託者に対して設計図書では完全に表現できない情報を補完するものであり、施工者、監督職員及び監理業務受託者との打合せや工事進捗に伴う詳細な条件設定等への対応など、品質確保の観点からも一連の業務である当初設計業務と密接不可分の業務であるため、本業務を実施出来る者は上記業者に限定される。

このため、会計法29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社 徳岡設計と随意契約を締結するものである。

営繕部 整備課長